

通信制課程 入学者選抜要項（転入学生用）

第1 一次募集

1. 募集定員

募集定員 320名（転・編入を含む）

2. 出願資格

次の(1)と(2)のいずれにも該当する者とする。

(1) 志願者の保護者等（親権者または未成年後見人をいう）が滋賀県内に居住する者（成人にある志願者の場合は、志願者が県内に居住する者）、または志願者が滋賀県内に勤務地を有する者または有する見込みの者。

(2) 高等学校等に在籍しており、教科・科目の修得単位を有する者または有する見込みの者。

3. 募集期間等

(1) 期 間 令和8年3月5日（木）から3月9日（月）まで（土曜日を除く、日曜日を含む）

(2) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。（本人が直接出願しなければならない。）

4. 出願

(1) 次のいずれかに該当するときは出願できる。

ア 入学志願者（以下「志願者」という。）の保護者（親権者または未成年後見人をいう。）が県内に居住する者。なお、成人にある志願者の場合は、志願者が県内に居住する者。

イ 志願者が、県内に勤務地を有し、または有する見込みの者。

ウ 「県立学校管理運営等規則」第11条の3の規定に基づく許可を受けた者。

(2) 本校の他の課程および県立高等学校との併願はできない。

5. 出願手続

出願手続きは、Web 出願システムは用いず、大津清陵高等学校に持参するものとする

(1) 出願に必要な書類は、次のとおりとする。*通信制課程学校説明会での説明の上、職員より直接渡された当該年度の出願必要書類のみ有効。

【志願者全員】

ア 入学願書〔転編通信〕（入学検査手数料は不要）

イ 面接票〔通信2号〕

志願者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を面接票の所定の欄に貼る。

ウ 転学照会書〔転編3号〕

在籍している高等学校等の校長が作成し、厳封したもの。

エ 単位修得・成績証明書〔本校通信部の指定用紙〕

在籍している高等学校等の校長が出願前3箇月以内に発行し、厳封したもの。

【該当者のみ】

オ 住民票記載事項証明書、またはこれに代わる証明書の写し

在籍している高等学校等の校長または滋賀県立大津清陵高等学校長が必要と認めた者は、本人および保護者等の住民票記載事項証明書またはその写しを提出しなければならない。

（ただし、特別出願許可書を提出する者は不要）

カ 滋賀県立高等学校特別出願に係る許可書（特別出願許可書）〔特出3号〕の写し

管理運営等規則第11条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、県教育長の許可を受け、特別出願許可書の写しに在籍している高等学校長が原本証明をしたものを提出しなければならない。

なお、特別出願許可書の申請期間は令和8年2月6日（金）から3月9日（月）、二次募集については3月10日（火）から3月18日（水）まで。（土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、3月9日（月）と18日（水）は12時まで。）

キ 雇用（予定）証明書〔5号〕

県内に勤務地を有する者、または有する見込みの者のうち県外からの志願者は、雇用（予定）証明書

を提出しなければならない。

6. 面接

面接は、出願者全員に対して出願書類の提出時に実施する。

7. 入学の許可

提出された個人調査報告書および面接の結果を資料として、総合的に判定し、入学許可予定者を決定する。

8. 入学許可予定者の発表

令和8年3月12日(木)午前10時に、滋賀県立大津清陵高等学校の Web ページに掲載する。また、出願者に郵送で知らせる。(発表日当日に発送。)電話等での問い合わせは一切受け付けない。

9. その他

- (1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。
- (2) 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残るか対面で受け渡しがされる方法)によるものとする。
- (3) 県外からの志願者および2(3)に該当する志願者にあつては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。
- (4) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要項」を参考にする。
海外帰国生徒とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。
ア 帰国または渡日後の期間は帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。
イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。
- (5) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、高等学校長は、志願者の状況等について、大津清陵高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要項」を参考にする。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- (7) 入学願書その他必要な書類を取りそろえ、志願者本人が直接提出しなければならない。
(郵送は認めない。)
- (8) 入学願書その他必要な書類の提出先

滋賀県大津市大平一丁目14番1号 滋賀県立大津清陵高等学校(通信部) Tel 077-537-5333

第2 二次募集

入学許可予定者数が募集定員に満たない場合は、次のとおり二次募集を行う。

1. 二次募集人数 二次募集人数は、募集定員から入学許可予定者数を減じた数とする。

2. 出願資格 第1の2に同じ。

3. 募集期間等

(1) 期 間 令和8年3月15日(日)および3月18日(水)とする。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。(本人が直接出願しなければならない。)

4. 出願、出願手続、面接、入学許可 第1の4, 5, 6, 7に同じ。

5. 入学許可予定者の発表

令和8年3月19日(木)午後4時に、滋賀県立大津清陵高等学校の Web ページに掲載する。また、出願者に郵送で知らせる。(発表日当日に発送。)電話等での問い合わせは一切受け付けない。

6. その他 第1の9に同じ

※ この要項は、滋賀県教育委員会「令和8年度(2026年度)滋賀県立高等学校入学者選抜要項」の抜粋です。
不明な点は必ずもとの要項で確認してください。